

## 国立国会図書館職員倫理の保持に関する内規

(平成十二年十二月十八日国立国会図書館内規第七号)

改正	平成	十四年	三月三十一日	国立国会図書館内規第七号		
	同	十六年	十二月	十七日	同	第六号
	同	十七年	三月二十九日	同	同	第四号
	同	十八年	三月三十一日	同	同	第六号
	同	十九年	九月二十七日	同	同	第五号
	同	二十年	四月一日	同	同	第五号
	同	二十一年	三月三十一日	同	同	第六号

### (倫理行動規準)

**第一条** 職員(国立国会図書館職員倫理規程(平成十二年国立国会図書館規程第五号。以下「規程」という。))第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)は、国会職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲げる規程第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

一 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみ  
の奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について  
国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当  
な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当  
らなければならないこと。

二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や

地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用い  
てはならないこと。

三 職員は、利害関係者からの贈与等を受けること等の国民の疑  
惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指  
し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に  
影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

### (利害関係者)

**第二条** この内規において、「利害関係者」とは、次の各号に掲げ  
る職員の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 職務として国の支出の原因となる契約、会計法(昭和二十二  
年法律第三十五号)第二十九条に規定する契約(国立国会図書  
館法(昭和二十三年法律第五号)第二十一条第一項の規定に基  
づく図書館奉仕に係るものを除く。))その他の契約に関する事  
務に関与する職員 当該契約を締結している事業者等(規程第  
二条第四項に規定する事業者等及び同条第五項の規定により事  
業者等とみなされる者をいう。以下同じ。))、当該契約の申込  
みをしている事業者等又は当該契約の申込みをしようとしてい  
ることが明らかである事業者等

二 職務として国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十  
八条第六項の規定による行政財産の使用又は収益の許可に関す

る事務に関与する職員 当該許可を受けた事業者等、当該許可に係る申請をしている事業者等又は当該許可に係る申請をしようとしていることが明らかである事業者等

2 職員に異動があつた場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であつた者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であつた者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であつた者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなつたときは、その日までの間）は、当該異動があつた職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかなる場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

#### （禁止行為）

第三条 職員は、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第一項の規定の適用については、職員（同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

**第四条** 職員は、私的な関係（国会職員としての身分にかかわらずい関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別に館長が定めるところにより、館長に相談し、その指示に従うものとする。

3 第一項の「職員としての身分」には、職員が、館長の要請に応じて国会職員以外の国家公務員等（国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十八条第二項に規定する国会職員以外の国家公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き国会職員として採用された場合（一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合を含む。）における国会職員以外の国家公務員等としての身分を含むものとする。

(利害関係者以外の事業者等との間における禁止行為)

**第五条** 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

**第六条** 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編纂に對する報酬を受けてはならない。

一 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)又は国が直接支出する費用をもって作成される書籍等

二 作成数の過半数を国立国会図書館が買い入れる書籍等

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

**第七条** 職員は、他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行

為によつて当該他の職員(第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、国立国会図書館職員倫理審査会若しくは館長又は上司に對して、自己若しくは他の職員が規程若しくは規程第四条の規定に基づく館長の定め(以下「規程等」という。)に違反する行為を行った疑いがあると思量するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 規程第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)第七条の二第一項の規定による管理職員特別勤務手当を支給される職員であつて同規程第六条の二第一項の規定による給料の特別調整額を支給されるもの及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて同表四号給又は五号給の給料月額を給料を受けけるものは、その管理し、又は監督する職員が規程等に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

**第八条** 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己

の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、館長が定める事項を館長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

#### (講演等に関する規制)

第九条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(国会職員法第二十二条の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ館長の承認を得なければならない。

#### (館長への相談)

第十条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、別に館長が定めるところによ

り、館長に相談するものとする。

#### (贈与等の報告)

第十一条 規程第五条第一項の館長が定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係する事項に関する講演等の報酬

2 規程第五条第一項第四号の館長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 贈与等(規程第五条第一項に規定する贈与等をいう。以下同じ。)の内容又は報酬(同項に規定する報酬をいう。以下同じ。)の内容

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係

三 規程第五条第一項第一号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠

四 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせ

た者の概数)

五 規程第二条第五項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)

(報告書等の写しの送付期限)

第十二条 規程第五条第二項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にこれを行うものとする。

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 規程第八条第二項の規定による贈与等報告書(規程第五条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。)の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これをさせるものとする。

2 贈与等報告書の閲覧は、館長が指定する場所でこれをさせるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この内規は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第七号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年十二月十七日国立国会図書館内規第六号)

この内規は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日国立国会図書館内規第四号) 抄

(施行期日)

1 この内規は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国立国会図書館職員の倫理の保持に関する内規第十一条第一項の規定は、この内規の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けた報酬について適用し、施行日前に支払を受けた報酬については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、改正後の国立国会図書館職員の倫理の保持に関する内規は、施行日以後にする行為について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成十八年三月三十一日国立国会図書館内規第六号)

この内規は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年九月二十七日国立国会図書館内規第五号)

この内規は、平成十九年九月三十日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館内規第五号)

この内規は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日国立国会図書館内規第六号)

この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。